

教職員の「長時間過密労働」を考える

1 教職員の長時間過密労働の実態

いま教職員の長時間過密労働が問題になっている。

文部科学省は2007（平成19）年に「教員勤務実態調査」の結果を公表した。この調査は小中学校の教職員を対象に、その前年の06年の7月から、その年の12月までの6カ月間にわたる調査で、文部科学省の調査としては文部省時代も含めて10年ぶりといわれる大掛かりな調査である。

対象となった教職員は全都道府県の65、628名の抽出調査である。

この結果、年間ベースでの平日の1カ月あたりの残業時間は34時間にあたるという。この数字は8月の数字も含めての平均値である。

1970（昭和45）年の調査では1月の残業時間が8時間であった。この数字に基づいて教員の給与特別措置法による教員調整手当の4%が決まった経緯がある。

この結果について全日本教職員組合（全教）は次のようにコメント（全教中央委員会声明 07・6・5）している。

残業のほとんどなかった8月を含めても、単純平均で小学校教諭が平日で1時間26分と持ち帰り37分、中学校教諭で1時間56分と持帰り22分（略）になりました。休日勤務も含めた1ヶ月あたりの概算は、40時間を超える残業と20時間を超える持帰り仕事に追われているという勤務実態が明らかになった。

ここでもう一つの調査結果をみてみよう。これは「教員勤務実態調査」と同時期の06年9月から10月までの中学校教諭の1カ月の勤務時間調査の結果である。調査対象は全国の中学校41校（各都道府県1校無作為抽出）、1、291名。

それによれば教諭の平日1日の平均勤務時間（休息・休憩を除く実際に業務に携わった時間）は11時間17分。

したがって3時間17分の超過勤務。

また自宅での業務（46分）を含めた教諭の1日の業務時間は12時間3分とある。

教諭の平日1日の平均勤務時間（自宅での業務時間は除く）の分布は次の通り。

| | | |
|---------|---------|--------|
| 8時間 | 8時間30分 | 0・1% |
| 8時間30分 | 9時間30分 | 5・8% |
| 9時間30分 | 10時間30分 | 36・6% |
| 10時間30分 | 11時間30分 | 36・4% |
| 11時間30分 | 12時間30分 | 11・03% |
| 12時間30分 | | 9・9% |

残業頻度は86・3%の教諭が5日（毎日）と回答している。

新潟県教育委員会でもこの文部科学省の「教諭勤務実態調査」の一環として調査を実施している。調査時期等（07年1月調査）に違いがあるため単純な比較は出来ないが、残業時間は次のようになっていた。

教諭の朝残業＋勤務時間終了後の残業時間の合計が2時間03分。この数字に文部科学省調査と同様に1カ月の勤務時間の20日を掛けて1カ月分を算出すると

40時間6分になる。

県教委はこの数字について、調査時期の違い等の留保をつけながらも「文部科学省の調査とほぼ同様の傾向を示している」（「教員の多忙化解消に向けた取組の推進について」07年）とコメントしている。

文部科学省の数字には夏季休暇中で授業のない8月の数字を含めているために県教委の数字より小さくなっているが、8月を除いた平均値を算出すれば当然、数字は県教委のそれに接近することになる。

以上の数字は今から4年以上も前の調査に基づく数字である。

そこで最近の調査の数字を見てみよう。

新潟市教職員組合（新潟市教組）の09年9月から翌年8月までの1年間にわたる調査である。調査対象人員は小学校334人、中学校157人の合計491人である。

その結果、1年間の平均超過勤務時間が小学校で1日に2時間弱、中学校で2時間程度になっている。この数字を1カ月間（20日）に直すと約40時間前後になる。

また1カ月間で60時間以上超過勤務になっている教

論の割合をみると、小中学校全体で22%、80時間以上が8%もいる。

また学校規模別では、小学校は中規模校で超過勤務時間が長く、中学校では大規模校で長くなっている。なかでも中学校の大規模校では3時間弱の超過勤務時間になっている。

学校規模別で多少のバラつきがあるもの、文部科学省の調査から4年以上も経過しているにもかかわらず、依然として教職員の長時間過密労働は解消されていないことは明らかだ。

〔新潟市教組だより〕2378号2010・10・13

2 文部科学省はどう考えているか

いままできたような教職員の長時間過密労働について文部科学省はどのように考えているだろうか。「教員勤務実態調査」が発表されたあとの07年3月の参議院文教科学委員会での論議を見てみよう。質問者は井上哲士議員（日本共産党）。

井上議員 この1枚目の資料で、勤務時間、第5期ですね、10月23日から11月19日とありますが、教諭の

勤務時間10時間47分ですが、そのうち残業時間が1時間45分と、こういうことになっています。ところが、10時間47分から1時間55分を引きますと8時間52分なんです。ですから、本来8時間勤務が原則なはずなのに8時間52分働いている。で、その52分というのはカウントしない、という仕組みになっております。(略) 昼休みも取れないような事態の中で、やはり持ち帰りをしなくちゃいけないという非常に苛酷な状況がここにあります。(略) 9月でいいですよと8時間40分になります。10月では96時間18分、11月では90時間40分となるわけですね。ですからいわゆる過労死ライン、危険ライン、1か月80時間という残業時間を軒並み超えるという状況があると思うんです。私は、教員の皆さんの実態からいえば、こういう実態だということをもむしろ直視をしていくことが必要だと思いますけれども、この状況をどう受け止め、どう改善されようとしているのか、いかがでしょうか。

政府参考人（錢谷眞美君） ただいまの御指摘でございますけれども、私どもの調査における時間外勤務の定義は、勤務日におきます残業時間を意味いたしております。委員御指摘の80時間という時間外勤務時間

の計算はこれとはちよつと異なりまして、勤務外の持帰り時間を含むとともに、休日における残業時間及び持帰り時間も含んでいられるわけでございます。この時間は、服務監督者が正確に把握できない時間でございます。時間外の査定に加えるということは必ずしも適当ではないと考えております。

(井上議員HPより)

本来、給特法は教員の「時間外労働を命じない」ものとして、命ずる場合も、臨時または緊急の「限定4項目に限る」としていた。いまや「黙示の指示」の名のもとに歯止めを失っている。大阪高裁(03年)判決は「持ち帰り仕事も時間外勤務に含まれると解すべき」と判断をしている。

3 増加する「精神及び行動の障害」者

全国の教職員の病気休職者は09年には、00年度に比べて急増している。なかでも休職者のなかに占める精神疾患者の数はほぼ2倍近い。(表1参照)

新潟県の場合は、精神疾患者の人数が08年度に過去最高の247人に達したが、09年度には下がってはい

表1 病気休職者等の推移

単位：人

| 休職の理由など | | 2000年度 | 2005年度 | 2009年度 |
|---------|------------|--------|--------|--------|
| 全国 | 病気休職者 | 4,922 | 7,017 | 8,625 |
| | うち精神疾患患者 | 2,262 | 4,178 | 5,458 |
| | 休職者／精神疾患患者 | 46.0% | 59.5% | 63.2% |
| 新潟 | 病気休職者 | 435 | 466 | 465 |
| | うち精神疾患患者 | 120 | 196 | 210 |
| | 休職者／精神疾患患者 | 27.6% | 42.2% | 45.2% |

新潟県については「新潟県教育月報」による文科省統計に新潟県の数字を加えた。

るが決して低い数ではない。精神疾患性の休職者が増えていることについて次のような見解がある。

教師たちが多く「うつ状態」で休んでいるのであって、「うつ病」になっているのではない。

「うつ状態」は精神的負荷に問題があるのであり、精神的負荷を加えた者に責任がある（野田正彰「壊れゆく学校と奪われる教師の良心『教育』11・1月号」）。

ところで先に全国の中学校教諭の平日1日の勤務時間の調査を掲げたが、これによると1日の勤務時間は自宅での持帰り仕事をふくめて12時間を超えている。したがって睡眠時間も縮小していると考えるのが普通だ。やや古いが全教が02年に調査した数字を見ると以下のようになっている。

| | | |
|-------|------|--------|
| 1992年 | 1日平均 | 7時間 |
| 2002年 | | 6時間11分 |

いま手元に最近の数字をもっていないが、02年の数字より大幅に上回っているとはとても思えない。

ここで教員の長時間超過密労働と健康問題の関連を考えてみよう。

02年に厚生労働省が出した「過重労働による健康障害の防止のための総合対策」という長つたらしい題名の通知がある。これによれば「過労死の基準」は次の

ようになっている。

| | |
|--------------|-------|
| 直前1カ月の残業時間 | 100時間 |
| 直前2〜6カ月の残業時間 | 80時間 |

もう一つ同じ厚生労働省の通知「脳・心臓疾患の認定に関する専門検討委員会報告書」を見てみよう。これは睡眠時間と健康との関係について述べている。

睡眠時間6時間未満

狭心症、心筋梗塞の罹患率が高い

睡眠時間5時間未満

脳・心臓疾患の発症率が高い

睡眠時間4時間未満

冠状動脈性疾患による死亡率は7〜7・9時間の睡眠をとる人との比較で2・08倍

ここで教員の長時間超過密労働によって脳内出血で倒れ、公務災害を申請したが棄却され、現在裁判になっている例を紹介しよう。

愛知県の元中学校教員の烏居建仁さんの倒れる直前

の時間外労働は6カ月間で月100時間を超え、直前の1カ月間は122時間にもなっている。鳥居さんは陸上部の顧問として土日も指導にあたり、約5カ月間は休日ほとんどなかったという。

時間外勤務が毎日のようにあり、休憩も取りにくい状況のなかで、労働基準法に明記された回復措置がとれなくなっている。

このような状況のなかでは、このケースは必ずしも特異なものではない。

08年に京都市教職員組合が超過勤務の解消をもとめて国家賠償訴訟をおこした裁判で京都地裁の判決は次のように述べている。

「週休日の振替等がなされず、時間外勤務が常態化していたと見られる場合は、本件勤務管理義務を尽くしていないものとして、国家賠償上の責任が生ずる余地がある」

4 世界からみた日本の教育環境

日本の教員をとりまく教育環境が諸外国と比較しても劣悪であることはいまや誰の目にも明らかだ。

昨年発表されたOECD（経済協力開発機構）の「図表でみる教育2010年版」でいくつかを見てみよう。

すでにたびたび取り上げられているが「教育機関への公財政支出の対GDP比（全教育段階）ではOECD各国平均が4・8%であるのに日本のそれは3・3%で、28カ国中の最下位である。

文字通り日本の教育行財政の貧困を物語る数字である。

「平均学級規模」は小学校段階では日本は1学級28人、OECDの各国平均は21・6人。この数字も27カ国中で3番目に多い。

教員一人当たりの児童数も小学校段階で18・8人。OECDは16・4人である。

次に教員の法定勤務時間を比較してみよう。

| 日本の小中学校年間 | |
|-----------|--------|
| OECDの平均 | 1899時間 |
| 小学校 | 1659時間 |
| 中学校 | 1662時間 |

小学校段階で日本はOECD平均に比べて240時

間も多い。これを1日8時間勤務とすれば30日分に相当することになる。30日は1カ月に20日勤務するとすれば1カ月半になる。

法定勤務時間の比較でも日本の教員はOECDの教員より1カ月半も多く勤務していることになる。これに毎日のようにある超過勤務時間を上乘せすると膨大な数字になることは言うまでもない。

OECDの教育風土と日本のそれを単純に比較することは出来ないが、日本の場合は「職務構造が硬直的につくられている」と指摘されている(中田康彦『教員の働き方と長時間過密労働』全教発行09年)。

ところで文部科学省の調査「教員・保護者意識調査」(06年調査)では男女とも仕事への満足度が高いと指摘されている。

非効率的ペーパーワークから部活の指導、給食指導、清掃指導等の周辺の業務が多く、教師の自己犠牲や自己負担で運営されているからである。

ほかのいくつかの調査でも同様の指摘がされている。教員は疲労度が高いにもかかわらず労働意欲が高いという。日本の貧困な教育行財政が、よい教育をしたいという教員の誠実さに頼ってきた側面がある。

教員の深刻な長時間過密労働をもたらした大きな原因に、いわゆる「教育改革」や教員評価制度などの管理体制の強化があることはもとより明らかである。不当な教育行政とたたかい、「健康によい労働時間」(ILO「国際労働機構」)「人間らしい働きがいのある仕事とは」をつくりあげなければならない。

(文責・大滝浩道・編集長)

104号に次の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
編集部

| | | | | |
|---|------|--|---|--|
| 1 | 27 P | 9 行目 | 誤 | 「かねほり穿 <small>ほ</small> の所作 <small>せ</small> に贖 <small>と</small> てて」 |
| | 正 | 「かね穿 <small>ほ</small> の所作 <small>せ</small> に贖 <small>と</small> てて」 | | |
| 2 | 50 P | 5 行目 | 誤 | 1845年 ↓ 正 1945年 |
| 3 | 51 P | 5 行目 | 誤 | 1975年 ↓ 正 1972年 |
| 4 | 51 P | 7 行目 | 誤 | うえじ ↓ うえち |
| | | | | 以上 |